

# みかもパトロール

## みんなでつくろう 安心の街 三鴨



# 自転車 of スマホ・酒気帯び | 罰 | 則 | 強 | 化 |

道路交通法改正

令和 **6** 年 **11** 月 **1** 日 から  
自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等

最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正

### 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

#### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

#### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

#### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

管内の事件発生状況  
(7月～9月にかけて)

◆刑法犯認知件数 **9** 件◆

依然として**太陽光発電所**を対象とした、**銅線**などの**盗難事件**が発生しています。

不審者を発見した際は

**110番** 通報を  
お 願 い し ま す



ご協力お願いします!